

# 令和5年度 展示商談会での「島根県ブース」設置・運営業務委託仕様書

## 1. 趣旨

県内の食品・飲料製造事業者等の販路拡大を支援するために県外で開催される展示商談会における「島根県ブース」の設置に係る業務について、円滑に実施運営するため外部委託により行う。

## 2. 委託業務名

展示商談会での「島根県ブース」設置業務委託

## 3. 展示商談会の概要、委託業務の内容等

別記①～④のとおり

- ・催事の詳細については、主催者から示される情報により示す。また、島根県ブースの詳細については、出展事業者の募集要項等により示す。
- ・なお、主催者の判断により展示商談会の開催が中止又は日程等が変更となった場合は、委託業務の内容及びスケジュールについて別に示す。

## 4. 契約に関する条件

- (1) 契約期間中、本委託業務に専念して従事のできる者をおき、常に連絡調整ができる体制を整えること。また、原則として、本委託業務に専念して従事する者を契約期間中、変更しないこと。ただし、事故等の止むを得ない事業がある場合は、事前に県と協議して了承を得ること。
- (2) 委託契約金額には、この仕様書に示す業務に係る必要経費の一切を含むものであること。
- (3) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、県の書面による承認を受けて業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、その相手方は県内に事業所を有する者とする。ただし、設備面等から適切な者が県内にない場合は、この限りではない。
- (4) 本業務により生じた全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、県に帰属するものとする。ただし、委託業務とは無関係に受託者に帰属する権利及び第三者に帰属する権利はこの限りではない。
- (5) 著作者人格権について、本業務による制作物の利用に関して、次に掲げる事項を予め承認すること。
  - ① 受託者の氏名及び名称を表示しない場合があること。
  - ② 公正な慣行に反しない範囲でやむを得ない改変を加える場合があること。
- (6) 本業務に係る権利の対価は委託料に含むものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに第三者への開示及び漏えいをしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (8) 本業務の実施に当たっては、県担当者及び関係機関と十分な打合せを行うこと。また、業務経過は必要に応じて随時報告すること。
- (9) 本業務の実施に当たっては、「展示会業界における COVID-19 感染拡大ガイドライン（一般社団法人日本展示会協会）（別紙1を参照）を遵守すること。
- (10) 委託事業者との契約に当たっては、採用した企画案の一部を協議の上変更する場合がある。
- (11) この仕様書に記載のない事項については、県と協議の上、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。業務の変更等で予算の増減が発生する場合は、本業務の発注者及び受託者両者で協議し、必要に応じて変更契約を行うものであること。

## 別記①

### 1. 展示商談会の概要

#### (1) 催事

- ① 催事名：第3回東海スーパーマーケットビジネスフェア2023
- ② 開催期間：令和5年7月19日（水）～令和5年7月20日（木）
- ③ 開催場所：ポートメッセなごや（名古屋市国際展示場：愛知県名古屋市港区金城ふ頭2丁目2）
- ④ 主催者：株式会社日本食糧新聞社

#### (2) 島根県ブース

- ① 募集事業者数 20事業者程度
- ② 対象事業者
  - ア 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者（他事業者への委託により加工製造した食品及び飲料品を扱う事業者を含む）
  - イ 島根県内の農林漁業者
- ③ 対象商品
  - ア 島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品及び飲料品
  - イ 島根県内で加工製造された食品及び飲料品
- ④ 島根県産の農林水産品
- ⑤ 出展事業者の選定  
県が別に行う募集に応募した事業者から選定する。

### 2. 委託業務の内容

1の(2)の島根県ブースの設置に係る次に掲げる業務

#### (1) 出展サポート

- ① ブース内容等の事前説明
  - ・随時、主催者と連絡・調整の上、出展事業者に向け、必要手続き等を案内するとともに、事前説明会でブース内容、必要手続き等を説明し、質疑に対応すること。
  - ・装飾、備品レンタル等に係る出展事業者の個別相談に対応すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。
- ② 必要書類のとりまとめ、提出
  - ・備品レンタル等の申込書類をとりまとめて、主催者へ提出すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。

#### (2) 出展事業者向け事前説明会の開催

- ・出展事業者に対して催事及び島根県ブースの内容を周知するための事前説明会を開催すること。
- ・説明会の開催方法は集合形式とオンライン形式の併用とし、開催場所は別に島根県が指定する出雲市内の施設とする。（施設及びオンライン通信に必要な機材は、島根県が所有するものを使用し、使用に係る経費は島根県が負担する）
- ・開催日程及び内容は主催者及び島根県と協議の上決定すること。
- ・出展事業者の説明会の開催日程、内容等をメールで通知し、出欠を取りまとめ、島根県に報告すること。
- ・説明会の資料等について、主催者及び島根県が作成する電子データを印刷し、開催場所で

出展事業者に配布すること。オンライン参加の出展事業者に対しては、事前にデータを送付すること。

- ・説明会での司会進行を行うこと。（資料の説明及び質疑応答は、主催者及び島根県が実施）

### (3) 島根県ブースパンフレットの作成

- ・ブース位置、出展事業者及び出展商品を掲載したパンフレットを作成すること。作成業務にはデザイン、レイアウト、データ作成等を含むものとする。（A3・両面4色カラー・2ページ）
- ・パンフレットには各出展事業者が希望する代表商品1点の商品名、写真及び説明文、商品に関する問合せ先等を記載すること。（別紙2を参照）
- ・ブース位置、出展事業者及び問合せ先については、島根県から別に指示する。その他の事項については、出展事業者との調整の上で作成すること。
- ・一目で島根県ブースをイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、来場者が手に取りやすく、また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等といったバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるようなパンフレットとするため、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ・パンフレットの納品数量は2,000部とすること。併せて電子データを納品すること。
- ・納品に併せ、パンフレットおよび島根県が提供する資料を三つ折りの上、封筒に封入し、宛名シールを貼付、送付すること。封筒および宛名シールは、島根県より提供する。また送料は島根県で負担する。封筒の納品数量は1,300部とする。

### (4) 島根県ブースの設計、設営・施工及び撤去

#### ① ブースの設計

- ・ブースコンセプトは「しまねでみつける美味しいご縁」とし、装飾は食品業界の来場者と島根県の産品が良いご縁で出会えるイメージとし、イメージカラーを黄色としてデザインすること。
- ・底地の上に、各出展事業者が商品等を展示するための出展者ブース、冷蔵・冷凍庫等の共用設備等を設置し、その上部に県名の入った装飾看板を設置すること。

※スペースは90㎡/10小間（9㎡/小間）、縦6,000mm、横15,000mm、高さ3,600mmまでとする。

（縦横高さのサイズは未定につき、東海スーパーマーケットビジネスフェア2022の小間サイズを参照）

- ・展示・商談を実施する上で十分なスペース、動線を確保し、出展事業者の動作が容易となるようレイアウトすること。
- ・ブース内に、出展事業者の商品を取り揃え、出展事業者の商品を一見で把握できる商品一覧棚を設置すること。また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等、バイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるようにレイアウト等を工夫すること。棚は1箇所とする。

※スペースは4.5㎡（縦1,500mm、横3,000mm、高さ3,600mm）までとする。

#### ② 出展者ブース

（ア） 各出展者ブース内に以下の備品等を設置すること。

- ・展示台1台（幅1,500mm、奥行600mm以上）
- ・作業テーブル1台（幅900mm 奥行450mm程度）
- ・ヨーカン棒1本（幅900mm、奥行300mm程度）
- ・折りたたみ椅子1脚
- ・コンセント一式2口

- ・社名板（出展者名を明確にし、統一デザインとすること）
- ※出展事業者が個別に希望するレンタル備品などの機材を設置する必要がある場合は、それらを含めたブース内レイアウトとすること。なお、出展事業者が個別に設置する備品レンタル費や工事費等については、使用する各出展事業者の負担とする。

※標準の展示用テーブルを冷蔵ケース又は冷凍ケースに変更することを出展事業者が希望した場合は、各ケースの手配を実施し、ケースレンタル料を各出展者から徴収すること。

- (イ) 各出展者ブースは、出展事業者と他の出展事業者との間で1 m程度の距離を確保できるレイアウトとすること。
- (ウ) 各出展者ブースは出展事業者毎の集客数に偏りが出ないようにレイアウトすること。
- (エ) 各出展者ブースにおいて、背面パネルを設置すること。
- (オ) 各出展者ブースにおいて、展示台の下等に荷物を保管するスペースを設けること。
- (カ) 各出展者ブースは、スポットライト等を設置し、展示商談に十分な照度を確保すること。

### ③ 共用設備

(ア) 島根県ブース内に以下の設備を設置すること。

- ・冷蔵庫、冷凍庫（各160L程度）各2台
- ・手洗い2層シンク2カ所
- ・資材運搬用の台車2台

### ④ ブースの設営・施工

- (ア) (4)の1)により設計したブースの設営・施工及びブースの運営に必要な電気・水道工事を行うこと。
- (イ) 設営・施工及び運営に必要な書類を作成し、主催者に提出すること。主催者が実施するブース設置に係る事前点検に出展事業者とともに対応すること。  
(例) 装飾施工届出書、裸火使用・危険物持ち込み許可申請書、飲食物取扱い届出書、電気幹線工事・電気器具申込書等
- (ウ) ブースは、展示商談会の開催日前日の午前11時までに、島根県に引き渡すこと。
- (エ) 開催日前日及び開催期間中は、終日会場で島根県と連絡を取れるようにすること。
- (オ) 設営・施工及び工事に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。

### ⑤ ブースの撤去

(ア) (4)の1)により設営・施工したブースの撤去を行うこと。

(イ) 撤去に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。

### ⑥ その他

(ア) 清掃、廃棄物の処理

- ・主催者に島根県ブース内の清掃、廃棄物の処理を申し込み、委託に係る料金を支払うこと。
- ・主催者が指定する廃棄物の種類毎のごみ袋を島根県ブース内に設置すること。

## (5) 出展事業者向けアンケートの実施

- ・本展示商談会開催の2ヵ月後を目途に、出展事業者に対して本展示商談会に係るアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの内容は、商談の成約状況や成約に向けての課題等とし、島根県が別に示す。  
(別紙3を参照)

- ・アンケート結果をとりまとめ、その分析を行い、アンケート実施1ヵ月後を目途に島根県に報告書を提出すること。
- ・報告書は、出展事業者へ配付するための概要版と県の内部資料とする詳細版を作成することとし、今後の商談の参考となるよう分析方法等を工夫すること。

### 3. 委託業務のスケジュール

概ね次のスケジュールにより2の業務を行うこと。

- |      |                 |
|------|-----------------|
| 6月中旬 | 出展事業者向け事前説明会の開催 |
| 6月下旬 | 島根県ブースパンフレットの納品 |
| 7月下旬 | 会期、ブース装飾        |
| 9月下旬 | 出展事業者向けアンケートの送付 |

## 別記②

### 1. 展示商談会の概要

#### (1) 催事

- ① 催事名：第16回アグリフードEXPO 東京
- ② 開催期間：令和5年8月23日（水）～24日（木）
- ③ 開催場所：東京ビックサイト（東京都江東区有明3-11-1）
- ④ 主催者：株式会社日本政策金融公庫

#### (2) 島根県ブース

- ① 募集事業者数 20事業者程度
- ② 対象事業者
  - ア 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者（他事業者への委託により加工製造した食品及び飲料品を扱う事業者を含む）
  - イ 島根県内の農業者
- ③ 対象商品
  - ア 島根県産の農産物を主原料として加工製造された食品及び飲料品
  - イ 国産の農産物を主原料として島根県内で加工製造された食品及び飲料品
  - ウ 島根県産の農産品
- ④ 出展事業者の選定  
県が別に行う募集に応募した事業者から選定する。

### 2. 委託業務内容

1の(2)の島根県ブースの設置に係る次に掲げる業務

#### (1) 出展サポート

- ① ブース内容等の事前説明
  - ・随時、主催者と連絡・調整の上、出展事業者に向け、必要手続き等を案内するとともに、事前説明会でブース内容、必要手続き等を説明し、質疑に対応すること。
  - ・装飾、備品レンタル等に係る出展事業者の個別相談に対応すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。

#### (2) 出展事業者向け事前説明会の開催

- ・出展事業者に対して催事及び島根県ブースの内容を周知するための事前説明会を開催すること。なお、同日出展する「第25回ジャパンインターナショナルシーフードショー（別記③）」の事前説明会と同時に開催する。
- ・説明会の開催方法は集合形式とオンライン形式の併用とし、開催場所は別に島根県が指定する出雲市内の施設とする。（施設及びオンライン通信に必要な機材は、島根県が所有するものを使用し、使用に係る経費は島根県が負担する）
- ・開催日程及び内容は主催者及び島根県と協議の上決定すること。
- ・出展事業者の説明会の開催日程、内容等をメールで通知し、出欠を取りまとめ、島根県に報告すること。
- ・説明会の資料等について、主催者及び島根県が作成する電子データを印刷し、開催場所に出展事業者配布すること。オンライン参加の出展事業者に対しては、事前にデータを送付すること。

- ・説明会での司会進行を行うこと。（資料の説明及び質疑応答は、主催者及び島根県が実施）

### （3） 島根県ブースパンフレットの作成

- ・ブース位置、出展事業者及び出展商品を掲載したパンフレットを作成すること。なお、同日出展する「第25回ジャパンインターナショナルシーフードショー（別記③）」の島根県ブースパンフレットと一体となったパンフレットとすること。作成業務にはデザイン、レイアウト、データ作成等を含むものとする。（A3・両面4色カラー・2ページ）
- ・パンフレットには各出展事業者が希望する代表商品1点の商品名、写真及び説明文、商品に関する問合せ先等を記載すること。（別紙2を参照）
- ・ブース位置、出展事業者及び問合せ先については、島根県から別に指示する。その他の事項については、出展事業者との調整の上で作成すること。
- ・一目で島根県ブースをイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、来場者が手に取りやすく、また旬や食事シーン等の商品群でまとめる等といったバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるようなパンフレットとするため、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ・パンフレットの納品数量は2,000部とすること。併せて電子データを納品すること。
- ・納品に併せ、パンフレットおよび島根県が提供する資料を三つ折りの上、封筒に封入し、宛名シールを貼付、送付すること。封筒および宛名シールは、島根県より提供する。また送料は島根県で負担する。封筒の納品数量は1,300部とする。

### （4） 展事業者向けアンケートの実施

- ・本展示商談会開催の2ヵ月後を目途に、出展事業者に対して本展示商談会に係るアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの内容は、商談の成約状況や成約に向けての課題等とし、島根県が別に示す。（別紙3を参照）
- ・アンケート結果をとりまとめ、その分析を行い、アンケート実施1ヵ月後を目途に島根県に報告書を提出すること。
- ・報告書は、出展事業者へ配付するための概要版と県の内部資料とする詳細版を作成することとし、今後の商談の参考となるよう分析方法等を工夫すること。

## 3. 委託業務のスケジュール

概ね次のスケジュールにより2の業務を行うこと。

7月上旬	出展事業者向け説明会の開催
7月下旬	島根県ブースパンフレットの納品
8月下旬	会期
11月下旬	出展事業者向けアンケートの送付

## 別記③

### 1. 展示商談会の概要

#### (1) 催事

- ① 催事名 第25回ジャパンインターナショナルシーフードショー
- ② 開催期間 令和5年8月23日(水)～25日(金)
- ③ 開催場所 東京ビックサイト(東京都江東区有明3-11-1)
- ④ 主催者 一般社団法人大日本水産会

#### (2) 島根県ブース

- ① 募集事業者数 10事業者程度
- ② 対象事業者
  - ア 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者(他事業者への委託により加工製造した食品及び飲料品を扱う事業者を含む)
  - イ 島根県内の漁業者
- ③ 対象商品
  - ア 島根県内(境港を含む)で水揚げされた魚介類を主原料として加工製造された水産加工品
  - イ 島根県内で加工製造された水産加工品
  - ウ 島根県内(境港を含む)で水揚げされた魚介類
  - エ 出展事業者の選定

県が別に行う募集に応募した事業者から選定する。

### 2. 委託業務内容

1の(2)の島根県ブースの設置に係る次に掲げる業務

#### (1) 出展サポート

- ① ブース内容等の事前説明
  - ・随時、主催者と連絡・調整の上、出展事業者に向け、必要手続き等を案内するとともに、事前説明会でブース内容、必要手続き等を説明し、質疑に対応すること。
  - ・装飾、備品レンタル等に係る出展事業者の個別相談に対応すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。

#### (2) 出展事業者向け事前説明会の開催

- ・出展事業者に対して催事及び島根県ブースの内容を周知するための事前説明会を開催すること。なお、同日出展する「第16回アグリフード EXPO 東京(別記②)」の事前説明会と同時に開催する。
- ・説明会の開催方法は集合形式とオンライン形式の併用とし、開催場所は別に島根県が指定する出雲市内の施設とする。(施設及びオンライン通信に必要な機材は、島根県が所有するものを使用し、使用に係る経費は島根県が負担する)
- ・開催日程及び内容は主催者及び島根県と協議の上決定すること。
- ・出展事業者の説明会の開催日程、内容等をメールで通知し、出欠を取りまとめ、島根県に報告すること。
- ・説明会の資料等について、主催者及び島根県が作成する電子データを印刷し、開催場所で



出展事業者に配布すること。オンライン参加の出展事業者に対しては、事前にデータを送付すること。

- ・説明会での司会進行を行うこと。（資料の説明及び質疑応答は、主催者及び島根県が実施）

### （3） 島根県ブースパンフレットの作成

- ・ブース位置、出展事業者及び出展商品を掲載したパンフレットを作成すること。なお、同日出展する「第16回アグリフードEXPO 東京（別記②）」の島根県ブースパンフレットと一体となったパンフレットとすること。作成業務にはデザイン、レイアウト、データ作成等を含むものとする。（A3・両面4色カラー・2ページ）
- ・パンフレットには各出展事業者が希望する代表商品1点の商品名、写真及び説明文、商品に関する問合せ先等を記載すること。（別紙2を参照）
- ・ブース位置、出展事業者及び問合せ先については、島根県から別に指示する。その他の事項については、出展事業者との調整の上で作成すること。
- ・一目で島根県ブースをイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、来場者が手に取りやすく、また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等といったバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるようなパンフレットとするため、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ・パンフレットの納品数量は2,000部とすること。併せて電子データを納品すること。
- ・納品に併せ、パンフレットおよび島根県が提供する資料を三つ折りの上、封筒に封入し、宛名シールを貼付、送付すること。封筒および宛名シールは、島根県より提供する。また送料は島根県で負担する。封筒の納品数量は1,300部とする。

### （4） 出展事業者向けアンケートの実施

- ・本展示商談会開催の2ヵ月後を目途に、出展事業者に対して本展示商談会に係るアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの内容は、商談の成約状況や成約に向けての課題等とし、島根県が別に示す。（別紙3を参照）
- ・アンケート結果をとりまとめ、その分析を行い、アンケート実施1ヵ月後を目途に島根県に報告書を提出すること。
- ・報告書は、出展事業者へ配付するための概要版と県の内部資料とする詳細版を作成することとし、今後の商談の参考となるよう分析方法等を工夫すること。

## 3. 委託業務のスケジュール

概ね次のスケジュールにより2の業務を行うこと。

7月上旬	出展事業者向け説明会の開催
7月下旬	島根県ブースパンフレットの納品
8月下旬	会期
10月下旬	出展事業者向けアンケートの送付

## 別記④

### 1. 展示商談会の概要

#### (1) 催事

- 1) 催事名 フードストアソリューションズフェア2023
- 2) 開催期間 令和5年9月6日(水)～7日(木)
- 3) 開催場所 インテックス大阪4号館・5号館(大阪市住之江区南港北1-5-102)
- 4) 主催者 日本食料新聞社関西支社

#### (2) 島根県ブース

- 1) 募集事業者数 30事業者程度
- 2) 対象事業者
  - ① 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者(他事業者への委託により加工製造した食品及び飲料品を扱う事業者を含む)
  - ② 島根県内の農林漁業者
- 3) 対象商品
  - ① 島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品及び飲料品
  - ② 島根県内で加工製造された食品及び飲料品
  - ③ 島根県産の農林水産品
- 4) 出展事業者の選定  
県が別に行う募集に応募した事業者から選定する。

### 2. 委託業務内容

1の(2)のブース設置に係る次に掲げる業務

#### (1) 出展サポート

- ① ブース内容等の事前説明
  - ・ 随時、主催者と連絡・調整の上、出展事業者に向け、必要手続き等を案内するとともに、事前説明会でブース内容、必要手続き等を説明し、質疑に対応すること。
  - ・ 装飾、備品レンタル等に係る出展事業者の個別相談に対応すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。

#### (2) 出展事業者向け事前説明会の開催

- ・ 出展事業者に対して催事及び島根県ブースの内容を周知するための事前説明会を開催すること。
- ・ 説明会の開催方法は集合形式とオンライン形式の併用とし、開催場所は別に島根県が指定する出雲市内の施設とする。(施設及びオンライン通信に必要な機材は、島根県が所有するものを使用し、使用に係る経費は島根県が負担する)
- ・ 開催日程及び内容は主催者及び島根県と協議の上決定すること。
- ・ 出展事業者の説明会の開催日程、内容等をメールで通知し、出欠を取りまとめ、島根県に報告すること。
- ・ 説明会の資料等について、主催者及び島根県が作成する電子データを印刷し、開催場所出展事業者に配布すること。オンライン参加の出展事業者に対しては、事前にデータを送付すること。

- ・説明会での司会進行を行うこと。（資料の説明及び質疑応答は、主催者及び島根県が実施）

### (3) 島根県ブースパンフレットの作成

- ・ブース位置、出展事業者及び出展商品を掲載したパンフレットの電子データを作成すること。作成業務にはデザイン、レイアウト、データ作成等を含むものとする。（A3・両面4色カラー・2ページ）
- ・パンフレットには各出展事業者が希望する代表商品1点の商品名、写真及び説明文、商品に関する問合せ先等を記載すること。（別紙2を参照）
- ・ブース位置、出展事業者及び問合せ先については、島根県から別に指示する。その他の事項については、出展事業者との調整の上で作成すること。
- ・一目で島根県ブースをイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、来場者が手に取りやすく、また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等といったバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるようなパンフレットとするため、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ・パンフレットの納品数量は2,000部とすること。併せて電子データを納品すること。
- ・納品に併せ、パンフレットおよび島根県が提供する資料を三つ折りの上、封筒に封入し、宛名シールを貼付、送付すること。封筒および宛名シールは、島根県より提供する。また送料は島根県で負担する。封筒の納品数量は1,300部とする。

### (4) 島根県ブースの設計、設営・施工及び撤去

#### ① ブースの設計

- ・ブースコンセプトは「しまねでみつける美味しいご縁」とし、装飾は食品業界の来場者と島根県の産品が良いご縁で出会えるイメージとし、イメージカラーを黄色としてデザインすること。
- ・底地の上に、各出展事業者が商品等を展示するための出展者ブース、冷蔵・冷凍庫等の共用設備等を設置し、その上部に県名の入った装飾看板を設置すること。

※スペースは144㎡/16小間（9㎡/小間）、縦12,000mm、横12,000mm、高さ4,500mmまでとする。

（縦横のサイズは想定）

- ・展示・商談を実施する上で十分なスペース、動線を確保し、出展事業者の動作が容易となるようレイアウトすること。
- ・ブース内に、出展事業者の商品を取り揃え、出展事業者の商品を一見で把握できる商品一覧棚を設置すること。また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等、バイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるようにレイアウト等を工夫すること。棚は2箇所とする。

※スペースは4.5㎡（縦1,500mm、横3,000mm、高さ3,600mm）までとする。

#### ② 出展者ブース

（ア） 各出展者ブース内に以下の備品等を設置すること。

- ・展示台1台（幅1,500mm、奥行600mm以上）
- ・作業テーブル1台（幅900mm 奥行450mm程度）
- ・ヨーカン棒1本（幅900mm、奥行300mm程度）
- ・折りたたみ椅子1脚
- ・コンセント一式2口
- ・社名板（出展者名を明確にし、統一デザインとすること）

※出展事業者が個別に希望するレンタル備品などの機材を設置する必要がある場合は、それらを含めたブース内レイアウトとすること。なお、出展事業者が個別に設置する備

品レンタル費や工事費等については、使用する各出展事業者の負担とする。

※標準の展示用テーブルを冷蔵ケース又は冷凍ケースに変更することを出展事業者が希望した場合は、各ケースの手配を実施し、ケースレンタル料を各出展者から徴収すること。

- (イ) 各出展者ブースは、出展事業者と他の出展事業者との間で1 m程度の距離を確保できるレイアウトとすること。
- (ウ) 各出展者ブースは出展事業者毎の集客数に偏りが出ないようにレイアウトすること。
- (エ) 各出展者ブースにおいて、背面パネルを設置すること。
- (オ) 各出展者ブースにおいて、展示台の下等に荷物を保管するスペースを設けること。
- (カ) 各出展者ブースは、スポットライト等を設置し、展示商談に十分な照度を確保すること。

③ 共用設備

(イ) 島根県ブース内に以下の設備を設置すること。

- ・冷蔵庫、冷凍庫（各246L程度）各2台
- ・手洗い2層シンク2カ所
- ・資材運搬用の台車2台

④ ブースの設営・施工

- (カ) (4)の1)により設計したブースの設営・施工及びブースの運営に必要な電気・水道工事を行うこと。
- (キ) 設営・施工及び運営に必要な書類を作成し、主催者に提出すること。主催者が実施するブース設置に係る事前点検に出展事業者とともに対応すること。  
(例) 装飾施工届出書、裸火使用・危険物持ち込み許可申請書、飲食物取扱い届出書、電気幹線工事・電気器具申込書等
- (ク) ブースは、展示商談会の開催日前日の午前11時までに、島根県に引き渡すこと。
- (ケ) 開催日前日及び開催期間中は、終日会場で島根県と連絡を取れるようにすること。
- (コ) 設営・施工及び工事に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。

⑤ ブースの撤去

- (ア) (4)の1)により設営・施工したブースの撤去を行うこと。
- (イ) 撤去に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。

⑥ その他

(ア) 清掃、廃棄物の処理

- ・主催者に島根県ブース内の清掃、廃棄物の処理を申し込み、委託に係る料金を支払うこと。
- ・主催者が指定する廃棄物の種類毎のごみ袋を島根県ブース内に設置すること。

(5) 出展事業者向けアンケートの実施

- ・本展示商談会開催の2ヵ月後を目途に、出展事業者に対して本展示商談会に係るアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの内容は、商談の成約状況や成約に向けての課題等とし、島根県が別に示す。  
(別紙3を参照)
- ・アンケート結果をとりまとめ、その分析を行い、アンケート実施1ヵ月後を目途に島根県に報告書を提出すること。
- ・報告書は、出展事業者へ配付するための概要版と県の内部資料とする詳細版を作成すること。

ととし、今後の商談の参考となるよう分析方法等を工夫すること。

### 3. 委託業務のスケジュール

概ね次のスケジュールにより2の業務を行うこと。

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 7月下旬  | 出展事業者向け事前説明会の開催<br>島根県ブースパンフレットの納品 |
| 9月上旬  | 会期、ブースの装飾                          |
| 11月上旬 | 出展事業者向けアンケートの送付                    |

## 別記⑤

### 1. 展示商談会の概要

#### (1) 催事

- ① 催事名 スーパーマーケットトレードショー2024
- ② 開催期間 令和6年2月開催予定
- ③ 開催場所 幕張メッセ（千葉県美浜区中瀬2-1）予定
- ④ 主催者 一般社団法人全国スーパーマーケット協会

#### (2) 島根県ブース

- ① 募集事業者数 30事業者程度
- ② 対象事業者
  - ア 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者（他事業者への委託により加工製造した食品及び飲料品を扱う事業者を含む）
  - イ 島根県内の農林漁業者
- ③ 対象商品
  - ウ 島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品及び飲料品
  - エ 島根県内で加工製造された食品及び飲料品
  - オ 島根県産の農林水産品
- ④ 出展事業者の選定  
県が別に行う募集に応募した事業者から選定する。

### 2. 委託業務内容

1の(2)のブース設置に係る次に掲げる業務

#### (1) 出展サポート

- ① ブース内容等の事前説明
  - ・随時、主催者と連絡・調整の上、出展事業者に向け、必要手続き等を案内するとともに、事前説明会でブース内容、必要手続き等を説明し、質疑に対応すること。
  - ・装飾、備品レンタル等に係る出展事業者の個別相談に対応すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。
- ② 必要書類のとりまとめ、提出
  - ・備品レンタル等の申込書類をとりまとめて、主催者へ提出すること。必要であれば、主催者に確認・調整を行うこと。
  - ・出展商品について、主催者が別途指示する出展フォーム（別紙4を参照）への入力を出展事業者に依頼し、全ての出展事業者が入力を完了したことを確認の上、主催者に報告すること。また、主催者から入力内容の修正指示があった場合は、当該出展事業者に修正を依頼すること。

#### (2) 出展事業者向け事前説明会の開催

- ・出展事業者に対して催事及び島根県ブースの内容を周知するための事前説明会を開催すること。
- ・説明会の開催方法は集合形式とオンライン形式の併用とし、開催場所は別に島根県が指定する出雲市内の施設とする。（施設及びオンライン通信に必要な機材は、島根県が所有するものを使用し、使用に係る経費は島根県が負担する）

- ・開催日程及び内容は主催者及び島根県と協議の上決定すること。また、出席できない出展事業者のために別途オンライン等によるブース使用に係る個別相談に対応すること。
- ・出展事業者の説明会の開催日程、内容等をメールで通知し、出欠を取りまとめ、島根県に報告すること。
- ・説明会の資料等について、主催者及び島根県が作成する電子データを印刷し、開催場所に出展事業者配布すること。オンライン参加の出展事業者に対しては、事前にデータを送付すること。
- ・説明会での司会進行（資料の説明及び質疑応答は、主催者及び島根県等が実施）、出展事業者のブース位置を決定する抽選、各出展事業者が必要とする出展者証数、招待状数のとりまとめを行うこと。

### (3) 島根県ブースパンフレットの作成

- ・ブース位置、出展事業者及び出展商品を掲載したパンフレットを作成すること。作成業務にはデザイン、レイアウト、データ作成等を含むものとする。（A3・両面4色カラー・2ページ）
- ・パンフレットには各出展事業者が希望する代表商品1点の商品名、写真及び説明文、商品に関する問合せ先等を記載すること。（別紙2を参照）
- ・ブース位置、出展事業者及び問合せ先については、島根県から別に指示する。その他の事項については、出展事業者との調整の上で作成すること。
- ・一目で島根県ブースをイメージできるような写真やイラスト、キャッチコピーを掲載し、来場者が手に取りやすく、また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等といったバイヤーの商品取り扱いイメージを想起できるようなパンフレットとするため、デザイン・レイアウト等を工夫すること。
- ・パンフレットの納品数量は4,000部とすること。併せて電子データを納品すること。
- ・納品に併せ、パンフレットおよび島根県が提供する資料を三つ折りの上、封筒に封入し、宛名シールを貼付、送付すること。封筒および宛名シールは、島根県より提供する。また送料は島根県で負担する。封筒の納品数量は1,300部とする。

### (4) 島根県ブースの設計、設営・施工及び撤去

#### ① ブースの設計

- ・ブースコンセプトは「しまねでみつける美味しいご縁」とし、装飾は食品業界の来場者と島根県の産品が良いご縁で出会えるイメージとし、イメージカラーを黄色としてデザインすること。
- ・底地の上に、各出展事業者が商品等を展示するための出展者ブース、冷蔵・冷凍庫等の共用設備等を設置し、その上部に県名の入った装飾看板を設置すること。

※スペースは162㎡/18小間（9㎡/小間）、縦13,500mm、横12,000mm、高さ3,600mmまでとする。

（縦横のサイズは未定につきスーパーマーケットトレードショー2023の小間サイズを参照）

- ・展示・商談を実施する上で十分なスペース、動線を確保し、出展事業者の動作が容易となるようレイアウトすること。
- ・ブース内に、出展事業者の商品を取り揃え、出展事業者の商品を一見で把握できる商品一覧棚を設置すること。また匂や食事シーン等の商品群でまとめる等、バイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるようにレイアウト等を工夫すること。棚は2箇所とする。

※スペースは4.5㎡（縦1,500mm、横3,000mm、高さ3,600mm）までとする。

#### ② 出展者ブース

- (ア) 各出展者ブース内に以下の備品等を設置すること。
- ・展示台1台（幅1,500mm、奥行600mm以上）
  - ・作業テーブル1台（幅900mm 奥行450mm程度）
  - ・ヨーカン棒1本（幅900mm、奥行300mm程度）
  - ・折りたたみ椅子1脚
  - ・コンセント一式2口
  - ・社名板（出展者名を明確にし、統一デザインとすること）
- ※出展事業者が個別に希望するレンタル備品などの機材を設置する必要がある場合は、それらを含めたブース内レイアウトとすること。なお、出展事業者が個別に設置する備品レンタル費や工事費等については、使用する各出展事業者の負担とする。
- ※標準の展示用テーブルを冷蔵ケース又は冷凍ケースに変更することを出展事業者が希望した場合は、各ケースの手配を実施し、ケースレンタル料を各出展者から徴収すること。
- (イ) 各出展者ブースは、出展事業者と他の出展事業者との間で1m程度の距離を確保できるレイアウトとすること。
- (ウ) 各出展者ブースは出展事業者毎の集客数に偏りが出ないようにレイアウトすること。
- (エ) 各出展者ブースにおいて、見通しが効くように背面及び通路面にパネル等は設置しないこと。
- (オ) 各出展者ブースにおいて、展示台の下等に荷物を保管するスペースを設けること。
- (カ) 各出展者ブースは、スポットライト等を設置し、展示商談に十分な照度を確保すること。
- ③ 共用設備
- (ウ) 島根県ブース内に以下の設備を設置すること。
- ・冷蔵庫、冷凍庫（各246L程度）各2台
  - ・手洗い2層シンク2カ所
  - ・資材運搬用の台車2台
- ④ ブースの設営・施工
- (サ) (4)の1)により設計したブースの設営・施工及びブースの運営に必要な電気・水道工事を行うこと。
- (シ) 設営・施工及び運営に必要な書類を作成し、主催者に提出すること。主催者が実施するブース設置に係る事前点検に出展事業者とともに対応すること。
- (例) 装飾施工届出書、裸火使用・危険物持ち込み許可申請書、飲食物取扱い届出書、電気幹線工事・電気器具申込書等
- (ス) ブースは、展示商談会の開催日前日の午前11時までに、島根県に引き渡すこと。
- (セ) 開催日前日及び開催期間中は、終日会場で島根県と連絡を取れるようにすること。
- (ソ) 設営・施工及び工事に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。
- ⑤ ブースの撤去
- (ウ) (4)の1)により設営・施工したブースの撤去を行うこと。
- (エ) 撤去に伴い発生した廃棄物の処分を行うこと。
- ⑥ その他
- (イ) ストックルームの確保
- ・下記のとおり主催者にストックルーム使用を申し込み、使用に係る料金を支払うこと。



- ・借上げ部屋数1部屋（税込110,000円/部屋）
- ・出展者用（1部屋、鍵付き）ラック1台を設置
- (ウ) 電気料金の徴収・支払
  - ・500W以上の電気を使用した出展事業者から、主催者が別に定める追加料金を徴収し、主催者へ支払うこと。
- (エ) 資材の返送
  - ・出展事業者及び県が返送する資材の集荷にあたりカゴ台車3台を用意すること。
- (オ) 清掃、廃棄物の処理
  - ・主催者に島根県ブース内の清掃、廃棄物の処理を申し込み、委託に係る料金を支払うこと。
  - ・主催者が指定する廃棄物の種類毎のごみ袋を島根県ブース内に設置すること。

(6) 出展事業者向けアンケートの実施

- ・令和5年2月に開催された「スーパーマーケットトレードショー2023」の2～3ヵ月後を目途に、出展事業者に対して本展示商談会に係るアンケート調査を実施すること。
- ・アンケートの内容は、商談の成約状況や成約に向けての課題等とし、島根県が別に示す。（別紙3を参照）
- ・アンケート結果をとりまとめ、その分析を行い、アンケート実施1ヵ月後を目途に島根県に報告書を提出すること。
- ・報告書は、出展事業者へ配付するための概要版と県の内部資料とする詳細版を作成することとし、今後の商談の参考となるよう分析方法等を工夫すること。

### 3. 委託業務のスケジュール

概ね次のスケジュールにより2の業務を行うこと。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 4月下旬  | 出展事業者向けアンケートの送付（令和5年2月開催分） |
| 11月中旬 | 出展事業者向け事前説明会の開催            |
| 1月上旬  | 島根県ブースパンフレットの納品            |
| 2月中旬  | 会期、ブースの装飾                  |